

各指定管理者様

兵庫県教育長

新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置区域の変更  
を踏まえた県立体育施設の取扱いについて（通知）

8月16日からまん延防止等重点措置区域が変更となります。

このことを受けて、8月16日から8月31日までの県立体育施設の取扱いについては、下記のとおりとなりますので、引き続き、感染防止対策を徹底のうえ、適切に対応願います。

記

- 1 営業時間の制限  
(措置区域：神戸・阪神南・阪神北・東播磨・北播磨・中播磨・西播磨・丹波・淡路地域)
  - ・20時までの営業時間短縮の協力依頼(その他区域：但馬地域)
  - ・21時までの営業時間短縮の協力依頼
  
- 2 イベント開催の場合の制限（県内全域）  
[大声での歓声・声援等がないことを前提としうるもの]
  - ・収容定員 100%以内
  - ・人数上限 5,000人以下
  - ※収容定員と人数上限のいずれか小さい方[大声での歓声・声援等が想定されるもの]
  - ・収容定員 50%以内
  - ・人数上限 5,000人以下
  - ※収容定員と人数上限のいずれか小さい方(共通)
  - ・開催時間は最大21時まで
  - ・業種別ガイドライン等に基づく感染防止対策の徹底